平成２８年（フ）第１１８０号
大阪市中央区内久宝寺町２丁目３番29―1002号
債務者　大橋　孝亮
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２４０号
大阪市東住吉区東田辺１丁目19番14―405号
債務者　北林　貴志
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３６４号
大阪市北区浪花町13番６号　ハイツコトブキ407号室、前住所大阪市淀川区西三国３丁目５番１号
債務者　中田　充昭
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６５８号
大阪府東大阪市新上小阪16番３―416号
債務者　田中　邦明
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７１５号
大阪府東大阪市御厨南２丁目１番38号リノ八戸ノ里311
債務者　下田　富子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８２７号
大阪府池田市五月丘２丁目６番116―202号、前住所大阪府池田市石橋２丁目15番24号（411）
債務者　寺園　　隆
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８９８号
大阪府門真市本町９番12号　西三荘ハスキーマンション402号
債務者　勝井　順子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９０１号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番６―630号
債務者　小畠　節子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９１２号
大阪府寝屋川市宇谷町７番20―302号
債務者　坂口　嘉彦
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９８０号
大阪市西淀川区出来島１丁目５番22―503号
債務者　佐藤　法子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９８４号
大阪府豊中市原田元町３丁目９番６―201号、前住所大阪府豊中市曽根南町１丁目13番２号
債務者　近藤真由美（旧姓惠元・大塚）
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５号
山形県南陽市赤湯2972番地の３
債務者　西川　明男
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第４２号
山形県南陽市郡山1197番地の３　駅西アパート　１号室、前住所北海道名寄市東４条南４丁目19番地
債務者　岡崎　忠勝
1　決定年月日時　平成28年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第４３号
山形県南陽市郡山1197番地の３　駅西アパート　１号室、前住所北海道名寄市東４条南４丁目19番地
債務者　岡崎　信子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第４４号
山形県米沢市万世町片子86番地　レジデンスＪｉｎ―203号室
債務者　深沢　法子（旧姓稲村）
1　決定年月日時　平成28年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第６１号
岡山県倉敷市玉島爪崎201番地１　フェアリースター201号室、旧住所岡山県倉敷市新倉敷駅前２丁目53番地　グレースコート103
債務者　戸田　嘉代（旧姓木綱・引田）
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第７３号
岡山県倉敷市玉島乙島1261番地
債務者　柴田　次子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係